

仙台リバサイド交流連絡会

Orange Club

会則

1. この会の名称は「仙台リバサイド交流連絡会」（通称「オレンジクラブ」）とし、事務局を会長宅に置く。
2. この会は仙台市の国際姉妹都市リバサイド市との交流を促進し、会員の親睦を図り、仙台市民の国際交流に貢献することを目的とする。
3. この会は前条の目的を達成するために、次の活動を行う。
 - (1) 仙台市及び国際交流協会の、国際交流関係催事への協力支援、及び I R C (リバサイド国際交流委員会) との協力。
 - (2) そのためのホームステイ受け入れ、通訳、ガイド。
 - (3) 市民交流（リバサイド市を訪問・リバサイド市民を受け入れ、歓迎する）活動。
 - (4) リバサイド市を窓口にアメリカに関する情報の収集及び紹介。
 - (5) 国内外での長期滞在（ロングステイ）についての研究、生活情報収集。
 - (6) 会報の発行、ホームページでの公開。
 - (7) その他、仙台市とリバサイド市との市民交流を促進するために必要な活動。
4. この会の会員はリバサイド市に関心のある仙台及び周辺に居住する個人（個人会員）及びリバサイド市との交流を希望する団体（団体会員）とする。
5. この会に次の役員を置く。
 - (1) 会長：1名、副会長：1名、運営委員：若干名、会計：1名、監事：1名、顧問：若干名
 - (2) 役員は総会で選出する。
6. 役員の任期は2年とし、重任・再任・留任を妨げない。
補欠によるものの任期は前任者の残りの期間とする。
7. 会長はこの会を代表し、会務を総括する。副会長は会長を補佐する。運営委員は会の運営を企画し、実行する。会計は会の財政を管理運用する。顧問は会を支援し、重要な案件には助言を行う。
8. この会を運営するために次の会議を持つ。
 - (1) 運営委員会：運営委員で構成し、会の活動の企画運営を行う。隨時会長が招集する。
 - (2) 総会：会員は誰でも参加できる。会長が招集し、前年度の活動の総括と決算の審議・承認を行い、当年度の活動計画と予算、役員、その他必要な事項について審議し決定する。年一回開催する。ただし、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

9. 会員の慶弔に関しては、亡くなった場合に会の名義で弔電を打つこととする。その他
の場合は、その都度会長と会計で相談して決め、後に会議で承認する。
この会の経費は、会費及び寄付金、その他の収入を当てる。会計年度は4月1日に始まり、
3月31日に終了するものとする。

10. 設立年月日 2001年10月27日

付則 2005年03月26日一部改定。
2008年04月06日一部改定。
2009年03月08日一部改定。
2012年03月18日一部改定。
2018年04月21日一部改訂。(会計2名を1名に変更)
2021年04月21日一部改訂。(会則別紙)